

感じるチカラで もっといいこと。

長谷川香料株式会社



2025年12月18日

各 位

会社名 長谷川香料株式会社
代表者名 代表取締役社長 長谷川 研治
(コード番号 4958 東証プライム市場)
問合せ先 執行役員 瀧澤 順
(TEL. 03-3241-1151)

譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分に関するお知らせ

当社は、2025年12月18日開催の取締役会において、下記のとおり、譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分（以下「本自己株式処分」又は「処分」といいます。）を行うことについて決議しましたのでお知らせいたします。

記

1. 処分の概要

(1) 処分期日	2026年1月16日		
(2) 処分する株式の種類及び数	当社普通株式 48,286 株		
(3) 処分価額	1株につき 2,760 円		
(4) 処分価額の総額	133,269,360 円		
(5) 処分先及びその人数並びに処分株式の数	当社の取締役（社外取締役を除く）	6 名	26,791 株
	当社の執行役員	8 名	15,976 株
	当社のグループ執行役員（国内居住者）	1 名	1,997 株
	当社のフェロー	2 名	3,522 株
(6) その他	本自己株式処分については、金融商品取引法による臨時報告書を提出しております。		

2. 処分の目的及び理由

当社は、2025年11月7日開催の取締役会において、当社の取締役（社外取締役を除きます。以下「対象取締役」といいます。）、執行役員、グループ執行役員（国内居住者）及びフェロー（対象取締役と合わせ、以下「対象役員等」といいます。）に対し、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、対象役員等と株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、新たに譲渡制限付株式報酬制度（以下「本制度」といいます。）を導入することを決議いたしました。

また、2025年12月18日開催の第64回定時株主総会において、本制度に基づき、譲渡制限付株式の出資財産とするための報酬として、対象取締役に対して、年額150百万円以内の金銭債権を支給し、

年 170,000 株以内の当社普通株式を発行又は処分すること及び譲渡制限付株式の譲渡制限期間として当社の取締役会があらかじめ定める地位を退任する直後の時点までの期間とすること等につき、ご承認いただいております。

なお、本制度の概要等につきましては、以下のとおりです。

【譲渡制限付株式報酬制度の概要】

本制度においては、対象役員等に対して、譲渡制限付株式を割り当てるために金銭債権を付与し、当該金銭債権を現物出資財産として払込み、当社の普通株式について発行又は処分を受けることとなります。発行又は処分される普通株式の1株当たりの払込金額は、各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として当該普通株式を引き受ける対象役員等に特に有利な金額となる範囲において、当社の取締役会において決定いたします。

また、本制度による当社の普通株式の発行又は処分に当たっては、当社と対象役員等との間で譲渡制限付株式割当契約を締結するものとし、その内容としては、①対象役員等は、一定期間、当該譲渡制限付株式割当契約により割当てを受けた当社の普通株式について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならないこと、②一定の事由が生じた場合には、当社が当該普通株式を無償で取得すること等が含まれることといたします。

今般、本制度の目的、当社の業績、各対象役員等の職責の範囲及び諸般の事情を勘案し、金銭債権合計 133,269,360 円、当社の普通株式合計 48,286 株を対象役員等へ付与することといたしました。

また、本制度の導入目的である企業価値の持続的な向上を図るインセンティブの付与及び株主価値の共有を実現するため、譲渡制限期間は当社及び当社の子会社の取締役、監査役、執行役員、グループ執行役員（国内居住者）及びフェローのいずれの地位からも退任する直後の時点までの期間としております。

本自己株式処分においては、本制度に基づき、処分予定先である対象役員等 17 名が当社に対する金銭債権の全部を現物出資財産として給付し、当社が処分する普通株式について引き受けることとなります。

3. 謲渡制限付株式割当契約の概要

当社と各対象役員等は個別に譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」といいます。）を締結いたしますが、その概要は以下のとおりです。

（1）譲渡制限期間

処分期日（2026 年 1 月 16 日。以下「本処分期日」といいます。）から当社及び当社の子会社の取締役、監査役、執行役員、グループ執行役員（国内居住者）及びフェローのいずれの地位からも退任する直後の時点（当該時点が、本処分期日の属する事業年度に係る当社の有価証券報告書（本処分期日が事業年度開始後 6 か月以内の日である場合は当該事業年度に係る当社の半期報告書）が提出される前である場合には当該提出される時点）までの間（以下「本譲渡制限期間」といいます。）、本割当契約により割当てを受けた当社の普通株式（以下「本株式」といいます。）について、譲渡、担保権の設定そ

の他の処分をすることができない。

(2) 講渡制限の解除条件

当社は、対象役員等が以下①②に掲げる区分に応じ、それぞれに定める期間（以下「役務提供期間」という。）中、継続して、当社又は当社の子会社の取締役、監査役、執行役員、グループ執行役員（国内居住者）又はフェローのいずれかの地位にあったことを条件として、本講渡制限期間の満了時点をもって、当該時点において対象役員等が保有する本株式の全部について、講渡制限を解除するものとする。

① 本割当契約締結時において対象役員等が当社の取締役である場合

本処分期日の属する事業年度の直前事業年度に係る当社の定時株主総会の翌日から当社の次期定期株主総会の終結時までの期間

② 本割当契約締結時において対象役員等が当社の執行役員、グループ執行役員（国内居住者）又はフェローである場合

本処分期日の属する事業年度の開始日から当該事業年度の終了日までの期間

(3) 当社による無償取得事由

①対象役員等が死亡、任期満了その他正当な理由によらず、当社及び当社の子会社の取締役、監査役、執行役員、グループ執行役員（国内居住者）及びフェローのいずれの地位からも退任した場合、当社は本株式の全部を無償で取得する。

②その他の無償取得事由は、当社の取締役会決議に基づき、本割当契約に定めるところによる。

(4) 死亡、中途退任における取扱い

上記（1）（2）の定めにかかわらず、対象役員等が役務提供期間中に、死亡、任期満了その他正当な理由により、当社及び当社の子会社の取締役、監査役、執行役員、グループ執行役員（国内居住者）及びフェローのいずれの地位からも退任した場合には、本講渡制限期間の満了時点をもって、次の(i)に定める数に、次の(ii)に定める数を乗じた結果得られる数（ただし、計算の結果1株未満の端数が生ずる場合には、これを切り上げるものとする。）の本株式について講渡制限を解除する。この場合、当社は講渡制限が解除された直後の時点をもって、講渡制限が解除されなかった本株式の全部を当然に無償で取得する。

(i) 退任時点において対象役員等が保有する本株式数

以下①②に掲げる区分に応じ、それぞれに定める期間の月数を12で除した数（ただし、計算の結果1を超える場合には1とする。）

①本割当契約締結時において対象役員等が当社の取締役である場合

役務提供期間の開始日を含む月の翌月から当該退任した日を含む月まで

②本割当契約締結時において対象役員等が当社の執行役員、グループ執行役員（国内居住者）又はフェローである場合

役務提供期間の開始日を含む月から当該退任した日を含む月まで

(5) 組織再編等における取扱い

上記（1）（2）の定めにかかわらず、当社は、本講渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社

の株主総会(ただし、当該組織再編等に関する承認を要しない場合においては、当社の取締役会)で承認された場合には、取締役会の決議により、次の(i)に定める数に、次の(ii)に定める数を乗じた結果得られる数(ただし、計算の結果1株未満の端数が生ずる場合には、これを切り上げるものとする。)の本株式について、組織再編等の効力発生日の前営業日の直前時をもって、これに係る譲渡制限を解除する。また、当社は譲渡制限が解除された直後の時点において、譲渡制限が解除されていない本株式の全部を当然に無償で取得する。

- (i) 当該組織再編等の承認日において対象役員等が保有する本株式数
- (ii) 以下①②に掲げる区分に応じ、それに定める期間の月数を12で除した数(ただし、計算の結果1を超える場合には1とする。)

①本割当契約締結時において対象役員等が当社の取締役である場合

役務提供期間の開始日を含む月の翌月から当該組織再編等の承認日を含む月まで

②本割当契約締結時において対象役員等が当社の執行役員、グループ執行役員(国内居住者)又はフェローである場合

役務提供期間の開始日を含む月から当該組織再編等の承認日を含む月まで

(6) 株式の管理

本株式は、本譲渡制限期間中の譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないよう、本譲渡制限期間中は、対象役員等が証券会社に開設した専用口座で管理される。当社は、本株式に係る譲渡制限等の実効性を確保するために、各対象役員等が保有する本株式の口座の管理に関する証券会社との間において契約を締結している。また、対象役員等は、当該口座の管理の内容につき同意する。

4. 払込金額の算定根拠及びその具体的な内容

本自己株式処分における払込価額につきましては、恣意性を排除した価額とするため、2025年12月17日(取締役会決議日の前営業日)の東京証券取引所プライム市場における当社の普通株式の終値である2,760円としております。これは、取締役会決議日直前の市場株価であり、合理的かつ特に有利な価額には該当しないものと考えております。

以上